

平成20年度新宿区外部評価委員会第2部会 第2回会議要旨

<出席者>

外部評価委員（5名）

岡本部長、入江委員、小菅委員、富井委員、山村委員

事務局（3名）

木内行政管理課長、関原行政管理主査、担当1名

<場所>

区役所3階301会議室

<開会>

1 ヒアリング項目の整理について

【部会長】

では、始めさせていただきたいと思いますが、皆様のお手元に分厚い20年度の内部評価の結果報告書が届いているかと思えます。

今回は、最初にやらなければいけないのが、どこを評価対象とするかという点ですね。これの決定をしなければいけないと思えます。それと、評価対象が決まった後に、それぞれどんなことを聞くかというヒアリング項目も決めておきたいと思えます。さらに日程という、そこまで行ければいいなというふうに思えます。

それで前回の確認をいたしますと、挙げていただいた中で、施策4の「社会参加と生きがいづくり」というのは、×という形になりまして、施策1「生涯を通じた心と体の健康づくり」が一応 になっていて、施策2「きめこまやかな総合的福祉の推進」と、施策5「子育て支援の推進」はやっていこうということですが、施策6、7、8については十分に議論しないで終わってしまったという状況があります。

それで、この施策をご覧になってそれぞれいかがだったでしょうか。具体的に何か、やはりここはやったほうがいいのか、このままでいいとかというようなご意見はございますでしょうか。

1つは になっておりました、施策1「生涯を通じた心と体の健康づくり」の項目ですけれども、ここですと、「元気館事業の充実」ということで具体的な、こちらの別冊のほうの10ページ、11ページのところが「元気館事業の充実」になっておりました、今回も総合評価が「B」になっております。この事業も2008年以降、継続する事業です。継続が今後の改革方針、11ページの最後のところですが、「この事業は、健康増進プログラムの中の既存メニューの一部を、生活習慣病予防を実現するためのメニューにし、第一次実行計画「27元気館事業の推進」に引き継いで取り組んでいきます。利用率の低い健康増進プログラムは、内容の充実や利用率の高いメニューを増やすことで運営の効率化を図ります。また、今後とも引き続き利

用者や社会のニーズ等に対応したプログラムを取り入れる必要があり、20年度の指定管理者の選定に際しても、十分に考慮します。」ということで、ここの事業を見るとすると、1つのポイントが指定管理だと思えます。それも含めて になっておりましたが、どういたしましょうか。

【委員】

質問ですが、前回選ぶときに、20年度から23年度に経常化したかしないかというのを何か選ぶポイントの1つにしていたようですが、経常化していても一応19年度の内部評価に対する外部評価ということなので、この「元気館事業の充実」は引き続きということで、一応来年度も持続的に様子を見るということではできますが、今年度でいえば来年度、20年度が経常化するものでもいいわけですよ。

【部会長】

はい、構わないです。

【委員】

ほかのものも、例えば「元気館事業の充実」以外にも「エイズ対策の充実」ですとか、「アレルギー疾患等健康相談事業」とか、そういったところも今回の評価の対象としていいわけですよ。

【部会長】

そうですね。

【委員】

そういった意味では、私がここを見たところでは、今おっしゃった「元気館事業の充実」以外の項目でいくつかあったんですね。見ていてちょっと全般的に思ったのは、「A、B、C、D」という評価の中で、一応基準があるんですね。目標以上の成果が「A」で、計画どおりが「B」というのがあるんですが、どうもそのあたりが事業成果指標のところ以外の部分も全体的に評価するわけで、一応、数字として出てきているものが1つの目安にはなるものの、それ以外のことも考慮したような評価なので、それだけでは評価できない部分があるんですが、例えば数字としてはっきり出てきているところで7割に達していないものがあったとしても「B」がついていたりとか、何となく全体的に見て非常に、「B」が無難ということで割とすごく「B」の範囲が広いと。「A」がついたり「D」がついたりするとすごく目立って逆に何か、「D」はおかしいんじゃないか、「A」は行き過ぎじゃないかというところにいつてしまうので、その評価自体が何となく「B」が多過ぎるなど。もう少しBを細分化というか、きちんとどうならBというのが、何となくあいまいな印象を受けました。

【部会長】

要するに、おっしゃるとおり無難だから「B」とつけておこうかと。

【委員】

何もなければ「B」みたいな感じで、それで「A、B、C、D」とあって、「D」が目標を下回っちゃうんですが、「C」が制度改革等による見直しで、「C」というのは必ずしも「A」にも「B」にも「D」にも何となく属せない部分というようなことなんですが、「D」

というところごく何か響きが悪くて、物すごくできが悪いみたいな印象を与えますね。よく理解しないで見ていると。それは前年度と違ってちょっと今年度、今回の少し立ち入って見られるようになってくると何となくそういったところが、「B」の範囲が広過ぎてどうもという感じがしたんですが、そういった意味で「生涯を通じた心と体の健康づくり」のところでも「B」評価で、そうなのかなという項目はいくつかありました。私、これ全部はちょっと網羅できなかったんですが、見た感じでは、1と5のほうがいろいろありました。

【部会長】

わかりました。1ですと、例えばトータルでということになるか、個別の事業になるかということになると思うんですね。確かに「B」が多いということが全体として言えると思うんです。つまり、無難なところに、「A」、「B」、「C」だと、どうしても「D」というとだめという形が強くなって、おっしゃるように、Cはちょっと質が違うのに要するに順位づけのような形になってしまっている。重点項目で、2年連続「D」がついたというのが「介護サービス基盤整備の推進」ですね。

【委員】

だからと言ってやめるということではないですね。

【部会長】

やめるというのではないですね。その理由として、「小規模多機能型居宅介護の整備が進んでいない」ということで、これは継続になっています。

【委員】

計画そのものになっている。

【部会長】

ええ。「D」がついたとしても必ずしも、もう一回全部見直しというわけではなく、計画に取り入れていくという形になっていると思います。今年度が「B」に集中しているんですよ。重点項目を見る限りにおいては、前年度は「A」が7あったのに、今回は4に減って、その減った3つが「B」に来ている。

【委員】

今年のその「A」とか「B」という評価は、それは過去の何年間も含めての総合評価となったんですね。

【部会長】

いいえ、両方出ていますね。

【委員】

ええ、今年度は単年と3年間というのがありますね。

【部会長】

今のところで、「C」がついていた、つまり、ちょっと見直してみたいな形になるのが、事業評価編の18ページの「骨粗しょう症予防検診」という事業ですね。

【委員】

制度が変わるので、「C」になって。

【部会長】

変わるので、そうなんです。

これが「A、B、C」と言うとおかしくなる。何でしょう、過年度の評価、16年度「A」で17年度が「B」で18年度が「C」になるという、だから制度の流れというのは、こういう事業だといふのかなという気がいたしました。ですから、特にどこの事業をどういうふうに見ていくか、昨年度も議論したところですけども、具体的に聞くとすると、事業で聞くわけですよ。

【委員】

去年、全体の話の中では、施策の束を持っていくのがいいんじゃないかというお話があったんですけども。

【部会長】

ありましたよね。

【委員】

ただ、質問もかなり施策の束の中にはいくつもの事業が入ってくるので、いろんな課の方がいてくださるんですけども、結局、健康部の方には質問できなかったような印象もあって、できればその施策の中の重点的にどこかの事業について聞いていくということのほうが私たちもよく理解できるんじゃないかと思ったんです。

【部会長】

その辺はいかがでしょうか。

【委員】

例えばこの施策1「生涯を通した心と体の健康づくり」は、要するに高齢者の健康づくりみたいな話ですよ。そういう方向、ほかを見てみると施策4は「高齢者が輝くまちづくり」をしているというか、何かそういうくくりで、だからあまり1だとか4だとかというのではなくて、あるテーマを、例えば子育て支援なんかは5にほとんど入っているんですね。だから、5の中で子育て支援という範ちゅうで事業を選んでいくとかね。5をやるからって、すぐ5に入っているすべての事業を評価するのではなくて、その中で子育て支援に、これはほとんど子育て支援だから、そういうところを選んでいくと。高齢者がいきいき暮らしていけるということになると、施策1の事業2とそれから施策4の事業10とか11とかその辺だとかね、そういう選び方をしていくとか。

【委員】

そういうことは、すごく感じました。何か施策の束で見ると分かれるけれど、こっちとこっちは対象者も重なるはずだし、何かどういうふうにつながっていくのかなと、その辺は担当部署を考えながらやっていただいているのかなとか、そんなことをちょっと感じました。

今のお話は施策という考え方にこだわらずというか、対象だとか類似した系統のものを見ていくということは、私もそれは着眼点としてはいいのではないかと思います。

【委員】

そういうふうを選んだほうがいいと思います。相手も多分そんなに広がらないで、狭まっ

てヒアリングもしやすいかなと思います。

【委員】

そういう意味で、私はいわゆる健康な高齢者がどう社会に参加していきいきとしていくかという話と、もう一個、高齢者医療とか介護とか受けている人たちがどうサポートされていくのかという、そういう仕分けと、それから子育て支援というのは、やっぱりこれは子育て支援は結構難しいけれども、幼児というか乳児から幼稚園ぐらいまでというのをどう支援していくかという、そういう問題が1つあると思います。それと、あと障害者をどうサポートしているのか、そういうのはちょっと命題としては気になります。あとは学校ですね。大きくりで分けるとその5つぐらいです。そういうのに関係する事業を拾い集めていったらどうかということです。

【部会長】

1つ、今のでいきますと、施策2の「きめこまやかな総合的福祉の推進」になるんでしょうか、別冊26ページの「成年後見制度の利用促進」というのが高齢者と障害者に該当するものですね。しかも、新宿区の社会福祉協議会に成年後見センターを設置しているという、これは委託事業と考えていいんですか。

【事務局】

はい。

【部会長】

委託事業であるということで、ちょっとまた今までのとは違うタイプになってくると思いますが。ここでは、認知症高齢者と知的障害者、精神障害者も入ってくる形で、さっき言っていた見守りとか権利の保障というような形で、こうなっているということです。

それで、乳幼児の子育て支援から小中学生の放課後の問題、それは学校の問題にも入ることですね。それで中学生、高校生ぐらいまで行って、それから今度は障害者という形で、ある程度年齢がたって高齢者に入っていくというトータルな流れをここでは考えていくのかと。そういう形でいろんなところに当てはまるものを見ていくというのも1つだと思うんですが。

【委員】

そういうくくりの中で事業を絞っていく。

【部会長】

絞っていくというのも1つの考え方ですね。

【委員】

何か、わかりやすいですね。

【委員】

私も、なるべくほかにもバランスよく見たいなとは思いましたので、そういう考え方でいきましょう。

【部会長】

上からやっていくというのも1つあるでしょうが、この前議論しなかったところというのも大事なので、今みたいな考え方で進めてみてよろしいですか。

例えば、そうするとトータル見るのを、「元気館事業の充実」と、あとは後半のほうに出てくる施策10「生涯学習、スポーツの条件整備」にある「総合的地域スポーツ・文化クラブの育成」というのが、実は運動機能プログラムというんじゃないですけど、スポーツという意味では、こちらの目的としては別冊事業評価編の114ページなんですけれども、「子どもから高齢者まで個々の目的やレベルに応じて多様なスポーツ文化活動を楽しめる『総合型地域スポーツ・文化クラブ』を創設」とあります。これは、子どもから高齢者までで、こちらの元気館も一応、高齢者のということにはなっていますが、こっちも高齢者が入っているという意味では、両方を見ていくということもできるかなというふうに思いました。さらに、115ページの改革方針で「今後は学校施設開放事業関係者や町会、自治会、育成会等との連携を深める」ということも書いてあります。

これが地域文化部生涯学習コミュニティ課で、先ほどの「元気館事業の充実」が健康部健康推進課というふうに書かれてあります。

【委員】

この名は新しい課名ですか。

【事務局】

ここに書いてある課は、もう新しい課の名前になっています。

【委員】

新しい課は、今年になって、例えば今の114ページ、115ページのこの資料に対しては、前は教育委員会だったんじゃないのかなって思ったんですが。

【事務局】

そうですね、教育委員会です。

【委員】

そういうときに、今度部署が変わって新しい担当の方にいろいろ説明求めても、去年のこととかはどこまで説明していただけるんだろうって、若干疑問はあるんですけども、いかがなんでしょうか。

【事務局】

そこは逆に、十分求めていただいたほうがよろしいかと思います。

【部会長】

小学校の校庭開放、子どもの居場所づくりというテーマも、この中に入っているわけですよ。

【委員】

今、高齢者というところで生涯学習というのもつながりがあるからこれを取り上げてはどうかというお話だったんですが、私は、ちょっと別の校庭開放という流れからもこれも取り上げたいなという気持ちはありました。これは今、19年度に関して言えば、どういうふうに、実際に参加者を巻き込めたのかということですよ。もしかしたら、小学校校庭開放も別に小学生のためだけでなく、地域の大人の人もバレーボールとか予算化していますけれど、どういう年代の方がどんな形で参加できるのかということはちょっと見てみたいなと思っていました。

【部会長】

本当に、地域、町会自治会等連携を深めて、今後のことなんですけれども、どうやって今後やっていくのかということも含めて聞いてみるのもおもしろいかなとは思ったんですね。

それと、前回やっていました防災という関係からいきますと、学校という拠点をどう考えるか。防災を言ってしまうと、課は違っちゃうんですかね。

ただ、日頃から例えば居場所づくりというような形で子どもたちになじみの場をつくっているかどうかということは重要かなというふうに思います。別冊115ページの備考のところスポーツ交流会が874万5千円というのがあって、子どもの居場所づくりが719万9千円の予算がついていると。一つの、例えばスポーツや健康づくりという、そういう居場所という形でトータルに見られる事業にいくつかぼんぼんとやるのもいいのかなと、そんなふうに思っております。いかがでしょうか。

【委員】

そういう大きな点はいくつですか。全部やるわけにはいかないですね。いくつが決めるんですね。だから、子育て支援はどうしても入れたいといたら、これはかなり、施策5のところ集まっているから、5のところをやればいいのかも说不定ですね。

【部会長】

ただ、この子育て支援でも訪問500回でいいのかという議論が、前回ぐらいに出ています。

【委員】

それだけではないです。

【部会長】

別冊の44ページのあたりとか、48ページとか、このあたりなのかなというふうに思っていました。いかがでしょう。こういうような大くくりのやり方でやってみようかなと思うんですが。

【委員】

私は、施策2の「きめこまやかな総合的福祉の推進」の中の事業8をやりたいです。

【部会長】

「成年後見制度の利用促進」ですね。

【委員】

ええ、「成年後見制度の利用促進」です。

全体的に見て、この内部評価はほとんど「B」ですから、外部評価として「B」は「B」でどう解釈するかが本当の評価になるんじゃないかと思うんです。例えば施策2「きめこまやかな総合的福祉の推進」の中で、事業8「成年後見制度の利用促進」というのは、区のデータによると新宿区内で今、75歳以上の独居高齢者が1万2,000人いると。厚生労働省も東京都も成年後見制度を普及するためにたくさん時間とお金をかけてやっていて、新宿区も成年後見センターが立ち上がったということなんです。

私たちが昔高齢者の貯金通帳を持って1,000円、2,000円下ろしておかずを買ってあげたことを覚えているんですけれども、地域の、例えば銀行等の金融機関あるいはコンビニに行っても、ほとんど判で押したように成年後見制度、後見人だということですね。これはもう当然な

んですよ。成年後見制度そのものは、認知症の方の財産をあるいは資産を活用できるというふうな見方をしていたんだけど、逆なんですね。認知症の高齢者の資産を守るわけなんですよ。だから逆転の発想をしないといけないのだけれども、今はそういうふうに銀行、郵便局を初めとして、後見制度ということが盛んに今言われている。その中で、やっぱりこの制度が進んでいない。このところで、しかも評価は「B」なんですね。私に言わせれば「D」だと思うんですよ、正直言ってね。目標が低いからしょうがないと思うんだけど。だからこれを何としても、高齢者の資産を守るということを考えた場合、制度の利用促進を考えた場合に、どうしてもこの内部評価をするたびにBというのは納得できないわけです。

18年度からの新規事業で相談件数が2倍増加したというようですね。2倍といっても500件なんですよ。必要性というのはもっとも数があると思うんですけども、実際に後見人を選定するまでに半年とかあるいは何カ月かという期間と、あるいは場合によっては1年かかるようなこともある。これはもう裁判所の決定だからしょうがないんだけど、経費が非常にかかる。5万円、10万円という経費がかかるわけです。

【委員】

10万円から30万円くらいですかね。

【委員】

そういうことで、新宿区としては、需要があるはずなのにかかわらず、一社会福祉協議会に委託していいのかわかるかな。そういう点を私は聞きたいんです。ヒアリングで聞きたい。本当にまじめに新宿区で制度の利用促進を考えているのかわかるかな。評価「B」の根拠は相談件数が倍になったということではあるとは思わないけれども、ここにも書いてあるんですよ。費用や手間がかかるため伸び悩んでいるという評価しています。これはやっぱり、もっと広範囲に区全体で取り組まなければならない課題ではないか。だからこれは「B」という評価は何なのか、どういう根拠の評価だろうかとということですね。私はもう、「D」だと思うんですよ。社会福祉協議会にお任せする委託事業じゃないと思いますね。

【部会長】

委託の根拠も含めて聞きたいということですね。

【委員】

根拠も含めて、ぜひヒアリングをしたい。施策5、8、9、10ぐらいは、ぜひ同じようなヒアリングをしたいなと。例えば、この「成年後見制度の利用促進」については、ちょっとこの評価ではどうかと思います。

【部会長】

無難に「B」にしたかどうかと。多分成年後見センターができたということで、作りましょうという目標でできたというので、多分それで になっていたんですね。

【委員】

それは、できないことから比べれば大変な評価だね。

【委員】

どうしても単年度評価なんですね。

【委員】

みんな、全部単年度評価、最終的にこの3年でしたか、17、18、19の評価もある程度加味しますよという話にはなっているけど、どうしてもそういう評価になるから、目標設定をここまでしたらそれがあ程度クリアされたら「B」ですよ、そういう話に全部なっていますよ。だけど、今後は第一次実行計画って4年間ある、そういう中でどうなんですかとか、何かこういう評価の「A、B、C、D」も、もうちょっとそういうことで考えないと。

【委員】

部会長のおっしゃるように、やっぱりセンターができたということは初年度では高い評価をしていくけれども、そういう点では19年度ですから、まあ「B」ですと。ただ、その中身がね。

【委員】

その後どうするんですかという話を入れてほしいですね。

【部会長】

おっしゃるように、500件というはずはないでしょうということですよね。例えば独居老人ですら1万2,000人いるし、それに知的障害者の方もいるし、精神障害者の方もいるし、そういうことを考えていくと、もっと啓発していけば事業は伸びる。しかも、そういう権利を守るという事業を社会福祉協議会に委託したこともどうかということを委員はお聞きしたいということですね。

【委員】

区の特別出張所が10か所あるのですから、指示してやったほうが、利用促進ということを大きい命題にしていればね。

【部会長】

もっと身近なところでの利用促進と、1カ所つくればそれで事足りるのではないということですね。

【委員】

でも、一所懸命やっていますから、「B」で満足ですけどね。

【委員】

評価の視点の中の適切な目標設定というところで、その目標設定が適切じゃないという指摘の仕方はあるかもしれないですね。

【部会長】

成年後見センターをつくることだけになっていて、具体的な、例えば相談件数とか、あと広報とか、今おっしゃったような1カ所じゃなくて身近にということを見ると、そういう目標設定をすべきではなかったかということは、こちらから言えると思いますね。

【委員】

だけど、目標設定で、1万5,000件の目標設定にしますかというのと、これもまた夢物語になってしまうからね。それはそれで。だから、1万5,000件は4年間かけて考えますとか、そういう中で今年度はこうですとかね。何かやっぱり長い目の中で単年度をどう考えるかということとでやってもらわないと。

【部会長】

ですから、こういう場合は数でいくという、やはり今お話があったように身近な場所で、だれでもが相談できるようにというのが基本ですよ。

【委員】

相談しやすくしてですね。

【部会長】

そうすると今おっしゃったように、例えば10地区、新宿区の特別出張所単位で、例えばきちんと相談に乗れるとか、巡回でも何でもいいですから、そういう体制を目標として設定すべきではなかったかとか、成年後見センターをつくったことは評価するという意味での目標設定の適正さはどうだったかということを書いてみるというのはとても重要だと思うんですね。

この「成年後見制度の利用促進」を取り上げるということによろしいでしょうか。

【委員】

事業としてはいいですけども、そうすると例えば、施策6「福祉と保健・医療サービスなどの総合的展開」と、施策2「きめこまやかな総合的福祉の推進」とは、結構ダブっているんですよ。6というのは、これは、高齢者の入所施設を、特養を増やしますとか、ショートステイを増やしますとか、それから通所リハビリを充実させますとか、介護予防を一生懸命しますとか、そういうくくりの中で事業が展開されているんですね。そういうのと、今おっしゃった「成年後見制度の利用促進」というのは、要はある程度共通した事業みたいになってくるんですね。対象がそういう人になってきますからね。

【部会長】

そうですね。ただ、施策6のところだと、これはほとんど介護保険関係なんですね。

【委員】

介護保険サービスとか自立支援とか認知症高齢者に対してどうするとか。だけど、成年後見制度を受ける人というのは、やっぱりそういう対象者としてはかなりいると。

【部会長】

ええ、ダブりますね。

【委員】

そういう福祉サービスと成年後見みたいな福祉サービスを聞いていく。施策6のところでも何かもう1、2事業をピックアップして、ヒアリングをするとか。

【部会長】

多分、これから重要になってくるのが精神障害者だと思うんですね。精神障害者の成年後見というのがすごく重要になってきて、ここでは認知症高齢者と知的障害者等となっているんですけども、いろんな地域で見ると、精神障害者が地域で暮らすようになったときにどう後見人とかかわっていくか。それと精神障害者に関しては部署がちょっとまた別になっていくということがあって、精神障害者の方をきちんとかかわれる後見人もあまりまだ育っていないんですね。

【委員】

まだその後見人養成のレベルですからね。

【部会長】

そうですね。

【委員】

ですから法改正があつてとか、今、部会長がおっしゃるような精神障害者の方が在宅になるわけですから、そういうことを少しフォローするようにね。

【部会長】

そうです。ある程度、先を見るように。

【委員】

先を読んでおかないと、ちょっと困ると思いますよね。保健センターが困ると思います。今、認知症高齢者だけで成年後見をやっていきますからね。

【部会長】

認知症中心になっていますからね。

【委員】

それで、施策7の事業32ってあるんですけど。

【部会長】

「地域見守りネットワークの充実」ですね。76ページです。

【委員】

「地域見守りネットワークの充実」。これも、一人暮らしの高齢者の地域の安全とか孤独死の問題とかですね。

【部会長】

これも社会福祉協議会に委託していますね。

【委員】

困っている高齢者のサポートとか、地域でのサポートとか、そういうのをやると、さっきの2つが、事業の8番と32番が1つのくくりとしてできるということですね。

【委員】

この事業もかなり地域に偏りがありやしないかという気がするので、ちょっとヒアリングをやるとすれば、区全体に平均化されているのかどうか。手を挙げるボランティアが多いところと全くいないところがあるような気がするんですよ。今、社会的な問題になっているのは、孤独死がかなりメディアで報告されていますよね。今そこで、区としては社会福祉協議会で専門的な調査をして報告をしている、報告中なんですけれども、やはり見守りの、ここに書いてあるネットワークがネットになっていない感じがするわけですね。そういう点で、ヒアリングをやるとすれば、どうやってこれをネットらしく区が平均化するようになるのかなと。でも、地域差の幅が出るのはある程度しょうがないかなとは思いますが、でも。

【部会長】

この辺も数で言ったらしょうがないのでしょうけれども、別冊76ページの18年度、19年度の事業実施内容を見ると、ふれあい訪問対象者というのが減っているんですよ。210人から182

人に。希望者ですので、希望する人が少なかったということかもしれませんが、では、なぜ一人暮らしが増えて孤独死のことが言われているのに希望しないのかということですよ。このあたりを区はどう考えているのかと。

【委員】

本質的な問題ですね。

【部会長】

なぜみんなが希望しないのかというところの分析が必要になってくるわけで、そうするとそういう方たちとのかかわりの中で、先ほど見た介護保険関係のサービスにつなげるとか、必要があれば成年後見につなげるとかという連携が、少なくとも「成年後見制度の利用促進」とこの「地域見守りネットワークの充実」は同じ社会福祉協議会に委託している事業ですから、そのあたりの連携ができていないのかとか、そういうことは聞けると思いますね。

【委員】

社会福祉協議会に委託されると、コスト的には新宿区の負担というのはどうなんですか。

【部会長】

「地域見守りネットワークの充実」では、18年度で見ると結構な額、約1,700万円出していますよね。そうすると、約1,700万円出して例えば地域見守り協力員のボランティアが前年から比べると8人しか増えていないですね。逆に希望者が減っているとかということがあったにもかかわらず、事業評価は「B」なんです。

このあたりは確認できると思いますね。

では、ここは、連携して聞くという形でもよろしいでしょうか。

【事務局】

事業8と事業32をセットですね。

【部会長】

セットで聞いて、あわせて介護保険との連携も聞いていきましょう。

そうするとヒアリング項目としては、対象事業が8と32と介護保険関係。ヒアリング項目としては事業の連携ですね。それと利用を希望しない理由。あと、利用を希望する事業にしていくことと、きめ細かく地域で行われているのか、地域差がどうなっているか。

【委員】

そういう地域でやるという中で、事業26「地域包括支援センターの運営支援」というのが別冊64ページにあるのですけれども、地域包括支援センターというのが10カ所あるんですよ。

【部会長】

これは、特別出張所単位ですか。

【委員】

各特別出張所単位にあるんですよ。そういうのがさっき委員が言った、1所ずつあるじゃないかと、相談したかったらそこへ来ればいいじゃないのという受け皿みたいのがあるんですけど、こういうのがどう機能していくかということ、これも各センター職員1名ずつ増配置しているといつて、Bになっているんですけども、これも、見守りネットワークなんかと、そ

れから行政のネットワークなんかとどう関連して機能させていくか。こういうのがうまく機能すれば、よりそこへ相談に来てということになりますね。

【部会長】

地域包括支援センターも成年後見のことにかかわっているんで、ここに相談に来た方がスムーズに成年後見センターのほうに回っているかということなんですね。だから、事業間の連携がうまくいっているかということですね。

【委員】

それは社会福祉協議会じゃないでしょう。

【委員】

これは独立ですね。

【委員】

直営型と委託型とあるのですか。

【部会長】

直営が区役所内、ここですね。

【事務局】

はい。それ以外は委託になっています。

【部会長】

社会福祉法人への委託ですか。

【事務局】

主に、社会福祉法人です。

【委員】

社会福祉法人というのは社会福祉協議会とは違うのですか。

【部会長】

社会福祉協議会も社会福祉法人ですけど、具体的に施設を持っている法人ですね。私が知っているところでいくと原町ホームや聖母ホームについています。

【委員】

何かと区民に便利ですよ。

【部会長】

それと社会福祉協議会の、それこそボランティアが見守りとか、あとは成年後見とうまくネットワークが組めているのかということは質問していいと思いますね。

【委員】

この地域包括支援センターというのはやっぱり地域の社会福祉の文字どおりセンターの機能を持っているようなこと、持たせるようなことで設置したわけですよ。ですから、これからは、今後も中心になる、「きめこまやかな総合的福祉の推進」になると思いますから、この辺はやっぱり、ぜひ成果と課題を整理したほうがいいかと思います。ただ、歴史がやっぱり新しいですからね。

【部会長】

そうですね。「着実な事業展開が図られたことからBとします」ということで、「B」にはなっていますが。そうすると、障害児・者のこういうネットワークができていいのか。地域に暮らす子どもたち、障害を持った子どもも障害を持たない子どももということになると、施策5「子育て支援の推進」でそのような事業とすると、「子ども家庭支援センター機能の強化」かなとも、またちょっと違うとも思いますよね。それは、高齢者はともかく何となくネットワークはできているけど、障害児・者に関しては、ちょっと弱いかなという印象を受けたんです。

【委員】

まだ、職員もそこまでいっていないのではないかな。

【委員】

事業41にありますね。

【部会長】

別冊94ページの「特別支援教育の充実」ですね。

これは、完全に学校の事業ですね。

【委員】

学級数を増やしたためということで、「A」になっているんですよ。

【部会長】

この子たちが学校ではこうなっていますよね。じゃ、学童にこの子たちが入っているかが、放課後の場の保障ということはどうだろうかということ、別冊の48ページあたりでちょっと見てみたいと思います。

【委員】

学童クラブは、小学校3年生までだけれども、

【委員】

私が、他区の児童館にボランティアで行っていたときは、中学生も来ていましたよ。

だから児童館で見ているんだけど、児童館は何年生まででしたか。

【委員】

一応、18歳未満だと思います。

【委員】

そこで児童館がある程度見て、そこへだれかサポーターがついてやっていけるのかどうかですよね。

【部会長】

それがあまり明記されていないですよ。一応0歳から18歳未満の子どもの健全育成という形になっていて、これも果たして時間延長とかが今回10カ所ということでもよかったのか。地域に1つという形なのかもしれません。それと民間学童クラブの運営費の一部助成ということで増えた、評価「B」になっているところですね。

【委員】

何番ですか。

【部会長】

事業19です、48ページ。これが子どもの居場所づくりとまた絡んでくるので、先ほど言いましたスポーツクラブとかということとも絡んでくるのですね。

【委員】

今までのお話で、事業8と26と32と言うのは、ある程度まとまって見られるというお話でしたよね。

【部会長】

はい。

【委員】

その前に、事業2「元気館事業の充実」と51「総合型地域スポーツ・文化クラブの育成」というのもちょっと関係性があるような気がします。

そこに、いろいろ複雑にかみ合って、年齢とか対象とかが切り分けられるわけじゃないと思いますけれども、そこに事業19「児童館機能の強化と学童クラブ事業の多様化」ということがつながってくるのか、そこで対象者はちょっとまた年齢が違うということで、一応こちらも分けて考えるか、その辺はどうなんでしょうか。

【部会長】

8番、26番、32番で1つとしましょう。

2つ目として、子どもというふうに考えて。17「子ども家庭支援センター機能の強化」と19「児童館機能の強化と学童クラブ事業の多様化」、ページでいくと44、45、48、49。17番は、子ども家庭支援センターのネットワークということで、児童虐待の未然防止早期発見と乳幼児から中高生、児童の保護者の居場所の確保ということになっております。それで、19番は、「児童館機能の強化と学童クラブ事業の多様化」ということで、これも0歳から18歳の子どもの健全育成と子育て家庭への支援、就労家庭への支援という形になっていますね。

【委員】

事務局に質問ですが、48ページ、49ページの「児童館機能の強化と学童クラブ事業の多様化」の中には、「放課後子どもひろば」事業も入るのですか。

【事務局】

入っていないです。

【委員】

「放課後子どもひろば」事業は、学校で1週間のうちの月曜日から金曜日まで。学童クラブは放課後対策。両方そうなんですけれど、どうしてもこれは一緒に見ないと評価は難しいかなと思います。

特に私は、この事業19「児童館機能の強化と学童クラブ事業の多様化」で挙げてありますが、榎町児童センターというのがあるんですよ。ここで、中高生スペースというのがあるんですね。それで、杉並区の「ゆう」という施設が有名なんですけど、それに追いつき、追い越すということはできないでしょうけれど、その発想で、区のほうで随分、力を入れてやっていて、結構、中高生が来ているんですね。だから、そういういい施設を皆さんで見に行ったほうがいいかなと思うんですよ。今、地域では中高生の居場所がないんですよ、難しいですよ。だから、

少しでも児童センターが広がればいいかなと。本当に中高生が行くところがないんですよ、学校と家庭以外には。コンビニに寄ったり、公園の隅にいたりね。

【委員】

児童館で、中学生も利用できるという対象になっていますが、なぜか寄りつかないで、小学生の居場所になっていて、中学生になるとぱったり足が遠のくんですよね。

【委員】

遠のいてしまう。管理するほうも大変なんですよ。やっぱり、行動も激しいし。

【部会長】

そうですね。中学生、高校生のグループ。それが、榎町児童センターではうまくいっている。

【委員】

区内でもよくない事例があったんですよ。児童館で占拠してしまったりということがあって。榎町児童センターは、中高生スペースという名前で作ってあります。だから、もう少しいい評価を、きちんとした評価をしてあげるといことも必要だと思います。榎町児童センターの場合には、中高生が夜7時ごろまでいますよ。結構、自習したり談笑したりしながら学習しているんですよ。だから、それはそれなりにきちんとした評価をすべきだと思いますね。

【委員】

「児童館機能の強化と学童クラブ事業の多様化」のところで、対象が0歳から18歳未満の子どもとなっているけれども、中高生、12歳以上の子どもについてそのニーズに合うようなサービスをできているかというところで、そういう感じで聞くことはできるのではないのでしょうか。

【部会長】

どうしても子育て支援ということだと、小さい子に目が行きがちですよ。

でも、実は重要な居場所の確保というのは、小学校高学年から中学生、高校生ということですね。

【委員】

「放課後子どもひろば」事業は、また全然違う。

【事務局】

「放課後子どもひろば」事業は、平成19年度は計画事業ではなくて、創意工夫して新たにやってみようという「プラスワン事業」の位置づけだったので、事業評価に入っていないんです。

【委員】

補助事業評価のほうにもないのですか。

【事務局】

ないですね。

【委員】

まさに新規なのですね。

【事務局】

ええ。それで、今度20年度からの第一次実行計画では、計画的にどんどんやっていこうということで位置づけて整理をしたところです。

【委員】

これはもう画期的な事業なんですよ。文部科学省と厚生労働省と一緒に省庁を越えてやるという、全国の小学校につくろうという。だから、新宿区としても大変な予算をつけていますよね。

【委員】

今までは自由に放課後遊びとか、先生がこの日はいいよという日は残って遊べたんですけど、それをもう少しちゃんと見ている人をつけて、登録制にして。でもその子どもたちは学童クラブと違って必ず毎日そこにいなければならないわけではなくて、親との取り決めで、今日は学校が終わったらそこで何時まで遊んでいてねというような取り決めのもとに子どもはそこにいて、それを見守っている大人がいてというような仕組みになったと思うので、学童クラブほど、子どもをしっかり預かって見ているということではないですね。

【委員】

今までも週に1回ぐらいあったものは、おかあさんたちが当番制で全くボランティアでやっていたのですけれども。

【委員】

学校によって差がありますよね。

【委員】

そこまでやる学校と、全然ボランティアがいない学校は、先生が職員室にいるときはいいよみたいな感じで。

【部会長】

校庭開放事業みたいな感じですよ。

【委員】

ええ、校庭開放、放課後遊びはやってもいい日があつて。

【委員】

区の中で今、全部じゃないけれど何カ所かでいろいろやり始めていますよね。

【部会長】

その具体的な評価は、来年度に第1回の評価が出てくるんですね。

【事務局】

はい。ただ、事業評価の対象になっていませんけれども、先ほどの児童館機能の強化の中高生の居場所というアプローチももちろんありますし、学童クラブの展開のほうで、そういえばこういう事業も始まったんですね、それはどういうすみ分けですかとか聞くことはできると思います。

【委員】

そうですね、それはどうも機能がダブる感じがして、そうすると児童館は必要なくなってしまうじゃないかという気がするんですが。もともと新宿区はすごく児童館が充実していますよね。

【委員】

放課後子どもひろばは主に小学校1年生から6年生までを対象にしている。

【委員】

はい。でも、実質的にはやっぱり5・6年生ぐらいはほとんど参加してないですね。1年生から4年生ぐらいですね。

【委員】

だれでも来られるのでいいんですけど5・6年生ぐらいになるとどうも単にそこで遊ぶだけではつまらないみたいな感じで。

【部会長】

登録はしているけれど、利用率は5・6年生になるとそんなに多くはないと。

【委員】

ないですね。

【委員】

学童クラブというのは、小学校3年生までですか。

【委員】

学童クラブは3年生までで、おやつ代を月々払ってきっちりと見ていただきます。

【委員】

それがこの「放課後子どもひろば」事業では、6年生まで枠を広げますよね。

【委員】

はい。ただ、見ている人の人数は、学童と比べて、極めて子どもに対して少ないと思うんです。

問題は、校庭で広く遊べる日はいいけれども、雨の日ですね、教室がないときには窮屈だったりいろいろあるみたいなんですけれども。親にとっては、行き先がわかって安心できるけれども、昔みたいにお友達のうちに遊びに行ったりすることが、だんだんなくなっちゃうんだなと、寂しい感じもします。まちの中で遊ばなくなっちゃう、子どもたちは朝から夕方まで学校にいる。

【委員】

居場所は学校しかないんだね。

【部会長】

そうすると、もう一つの場所としての児童館と学童クラブとどういうふうにかかわっていくのかということは聞けると思いますね。ですから事業19「児童館機能の強化と学童クラブ事業の多様化」、中高生の居場所づくりとしての事業と、あと新しく新規で展開している事業とのかかわりということで一つ確認できるかと思います。子育て支援と子どもの居場所ということではそれでよろしいですか。

あとはさっき出ていたスポーツの場所というようなこともあるので、114ページ、事業51「総合型地域スポーツ・文化クラブの育成」で、「地域の資源である学校を核として総合的な自主クラブ作りを進め、地域のあらゆる人材に参画していただきクラブの育成を図ります」、これも居場所事業なんですね。

【委員】

年齢的にも高齢者まで含んでいるわけで、スポーツ交流会って1年に何回かありますよね。

【委員】

施策10「生涯学習、スポーツの条件整備」ですね。

【委員】

あと学校で、土日とかに今日は卓球をしますよとかバドミントンをしますよというので地域の人に開放して、だれでも参加できるというような交流会が、毎週ぐらい地域のどこかの学校でありますね。

【部会長】

地域、スポーツ、文化事業として各小中学校で月4回実施とありますね。

これは年齢がずっと広いですね。

【委員】

いろんな方が来ていますね。

【部会長】

場所としては、学校を使っていますよね。

【委員】

でも1つの学校じゃなくて、会場はその地域で。

【部会長】

ええ、地域によって違うのではないのでしょうか。

ここでも子どもの居場所づくりというのが1つ、115ページの上のほうの備考のところにあるんですね。

【委員】

それは子どもの居場所づくりが、文部科学省がずっとやっていた土曜日の受け皿づくりの、あの延長がここに統合されたということだと思うので、あれは地域によって土曜日に教室を使っているような取り組みをしていましたけれども、だんだん校庭開放との兼ね合いとか、担い手がほとんど重なっていたようにも見えますね。小学校とか居場所づくりをコーディネートしていく人たちが。だから、あまりあっちもこっちも違う予算でやっているよりはという感じでまとまってきたのかなと解釈しているんですが。それにしても本当にこれだけ多くの人を巻き込んで、組織が大きくなると多くの人を巻き込める可能性もあるんですけど、逆にこの統合していく過程がすごくわかりにくくて、協力的でなくなっている人もいるのではないかと思えます。今までのやり方でそのまま特色を生かしてやっていくという方向もあったとは思いますが、そこはいろんな地区でどうなのかなと思っています。

【部会長】

ちょっと先ほどの中高生の居場所づくりということと、その児童館だけではなくてこういう学校を活用した生涯学習スポーツという場所での居場所づくりということも絡んで聞けるかなと思ったんですね。

【委員】

この事業は、新宿区の教育委員会でも目玉事業の1つだったんです。学校で行われるスポーツ交流会、この115ページをちょっと見ていただきたいのですが、達成度の真ん中のところですね。スポーツ交流会と小学校校庭開放と子どもの居場所づくり、これの予算を統合してとあり、まさに総合型地域スポーツ。これは文部科学省の長期計画の一環なんですね。新宿区でも古くから取り組んでいるんですが、なかなか実を結ばない。それは委員が言うようないろいろなしがらみがありまして、進まないのですけれども、基本的にはやっぱり子どもから高齢者までがスポーツだけじゃなくて新宿区は特に文化を入れているんですね。スポーツ、文化といっているのは恐らく新宿区だけだと思うんですね。これは中学校をベースにして総合クラブをつくった。これは土曜日、日曜日中心なんです、まさに総合なんですよ。これが思うようには進んでないんです。それはいろんな思惑や何かがあって、今、委員が言うような理由で進んでいないんですけれども、やっぱりこれはかなり、期待すべき事業だということに思うんですね。ですから、私は、この学校施設の整備や運営にかかわる人材養成が急務じゃないかなと。また、総合型スポーツクラブを結成する人材養成がちょっと不足しているんじゃないかなと。でも、場所はあるわけだから。それで、ある程度予算もついているわけですよ。ただ、なかなか結びついていかないということなんです。

【部会長】

このスポーツ交流会、小学校校庭開放、子どもの居場所づくりの事業を統合してクラブ化の土台が構築できたと書いてありますけれども、何かそんな印象はないですね。

【委員】

そういうところがありますね。まあ、それが大きいわけですよ。統合してやっているわけなんですけれど。資料に書いてあるように、達成度は進みつつあるのかどうか。

【委員】

中学校って、部活というのがあるんでしょう。

【委員】

ありますね。校庭も体育館もびっしりで全く空いていない。

【委員】

そうするとこれはどうするんですか。

【部会長】

中学校は本当に、手が足りないと思いますね。

【委員】

小学校は部活がないからね。

【部会長】

中学校を中心に先ほどおっしゃったのですけれども、中学校の校庭や学校、体育館を使ってという意味でしょうかね。中学校はもう、朝練から放課後練から、いろんな部活がひしめき合っただけ合っただけ使っているの、空いてないと思うんですけれどもね。

【委員】

総合評価のところへ西早稲田中学校とか、新宿中学校とか、新校開校を契機にこういうこと

が足がかりとしてできてきますと、これは中学校をそうしようと思っているわけですね。だけど、中学校というのは本当、おっしゃるように部活でいっぱいだろうと思うんですね。

【委員】

評価「B」ですからね。

【部会長】

「B」というのが、本当に合っていたのかどうかですね。

【委員】

なぜ、それは進まないのかね。根本的にこういう考え方が間違っているのか、そういうのはやっぱりここでは出ないですよ。これは、私はヒアリングでぜひお聞きしたい。どういうところが一番道を狭めているのかね。ここは国が奨励しているからいいという、そういう聞き方じゃなくて、新宿区に合うのかどうかということを含めて。ずっとこれは、挙げているわけだから。

【委員】

これは先ほどの地域開放とか、学校の地域開放とかと一緒に聞くのか、単独で聞くのか。

【委員】

これは、私は別だと思えますね。大きい事業ですから。新宿型の総合型地域スポーツ・文化クラブ。新宿は文化も入っているということを考えられたほうがいいと思えますね。その後やっぱりこれは20年度も結成された話は聞かないから、課題が大きいのかなという感じがしますね。

【部会長】

これは単発的にばらばらとやっているの、人がどうも、学校のクラブみたいにメンバーが決まって、例えば大会があるからそれに向かってとか、試合があるからそれに向かってというのであればいいんですけども、そうじゃないとどうも先細りというか、何かぱっと集まってもどんどん人が減り、年齢が変わっていくという感じがします。

【委員】

それから、指導員の謝礼が出ますよね。それもかなり弊害じゃないかという声も聞くんですよ。だから、お金絡みだとなかなか難しいんですよ。それもこういうところには出ていませんからわかりませんがね。

【委員】

時間的に、部活が終わった後の話なんですかね。

【委員】

土日を中心にやっているんですよ。

【委員】

平日はどうなんですか。

【委員】

その部活に包括してしまおうということです。

【部会長】

それで総合型なんですかね。

【委員】

他県では、かなり推進できていますよ。

【委員】

中学生の部活の中に、ほかの年齢層も全部取り込んでというか。

【委員】

ええ、取り込んで、入っていく。

【部会長】

例えば野球だったら、それこそ中学校の野球部に高校の人たちとか社会人の人たちも入ってみたいな形になるわけですね。

【委員】

だけど、これ成果と課題には出ていないから、お聞きしたいですね。

【部会長】

総合型というふうに銘打っているんだけど、本当に総合型になったのかと。

【委員】

新宿区で可能なのかどうかね。

【部会長】

文化も含めてですね。

【部会長】

土台が強化してできたと言っていますけれど、何をもって構築ですかということですね。

【委員】

やっぱり、皆さんもこれは冷静に考えてほしいんですが、例えばバレーの達人とバスケットの達人と、野球の達人と、水泳の達人、スキーの達人と一緒にできるかということなんですね。やっぱりそういう、運動間、競技間の壁みたいなものがあるんじゃないかと思うんですね。だから、総合型というのはちょっと難しいんじゃないかと思います。

【委員】

すべてのスポーツの種類とか文化をすべて含めてということですか。

【委員】

それは総合型だからそうですね。

【委員】

それは理想でしょうけれど、実際は人材がいるか、そのスポーツにそういうニーズがあるかということと、場所的に回していけるかということ全部考えなきゃならないので、かなり難しいと思うんです。それをコーディネートできる人たちが本当に存在するのか。

【委員】

そうなんです。総合コーディネーターがいるかどうか。地区には卓球の達人とかバスケットの達人はいるんだけど、それを統合する人がいるのかどうか。いなかったら、できないですよ。

【委員】

スポーツ交流会なんかでは、決まった方がいろんなことをやっていたらいいですね。

【委員】

別に達人じゃないけれども、そこそこにいる方がすべてをいろいろコーディネートするみたいな感じでやっている。

【委員】

やっているんですけれどね、その域から出ないんですね。

【部会長】

それは理念としての総合型、しかも文化も含めての総合型ということで本当に土台ができたのかどうか。もっと言うと、それができるか、こういうものが新宿区に適しているのかというところまで聞きたいです。

小学校の校庭開放というのと、先ほどの放課後子どもひろばとか児童館とかという問題も絡むわけですよね、ここは。単独では一応聞きますが、絡めて「総合型地域スポーツ・文化クラブの育成」というのが「スポーツ交流会」、「小学校校庭開放」、「子ども居場所づくり」を統合というふうになっているんだけど、それが他の事業とどう絡んでいるかということですよ。

【委員】

これは、もっとグローバルで見ると、厚生労働省が言っている、いわゆる高齢者の医療費の抑制なんていうことも中にあるんですよ。高齢者を外に出すと、引きこもりを防ぐということも背景にはあるんですね。

【部会長】

そうすると、先ほどこちらで最初に聞こうと言っていた介護保険のところも絡んでくると。

【委員】

この背景にはあるんです。ここには出ていませんけれども。

【部会長】

子どもから高齢者までというふうに。

【委員】

居場所づくりとかなんていうのは、囲碁とか将棋とか、そんなのをやって。

【委員】

そうすると、高齢者の方も一緒にできますよね。

【委員】

こういうのが各地区で学校中心に展開されれば、それこそ居場所対応もできるし、心身の健康にも役立つし。

【部会長】

まさに本当に子どもの居場所から高齢者の居場所まで、中高生の居場所までということですね。それが可能なような土台ができていいるのだろうか。できたと書いてありますからね、構築できたと。その理由を聞いてみるということは必要ですね。

それと、「子ども家庭支援センター機能の強化」は、前回確か質問した部分かなと思うんですけれども。

【委員】

ええ、昨年度の評価で相談件数、会議の回数で指標がつくられていたのが、そこを指摘したことで、こういうふうになったんだなと思ったんですが、私は逆にこの1万件という目標設定で、今年は9,250件の相談件数ということが拳がっていて、これは1カ所ですよ、子ども家庭支援センターというのが。でも、複数の箇所の相談の合計なのかがよくわからない。

【委員】

まだ1カ所です、19年度は。

【委員】

1カ所で、開催日が年間、月から土で、6日間。300日はないですよ。1日30件もどういう相談が来ているのか、逆にあらゆる相談をここに含めているのか、どの程度の相談をカウントしているのか、ちょっと聞きたいです。

【委員】

相談の中身は出ていますか。

【委員】

相談の中身までは出ていませんけれども、1日30件、深刻な相談を受けたら本当に職員は大変ですよ。

【部会長】

パンクしますよね。

【委員】

電話を含めてですかね。

【委員】

ええ、だからそれで個人的にはこの数字の意味に興味があったんですけれども、いくつかの児童館が機能転換されていくようなので、これからも見守っていききたいなという気がしています。

【部会長】

ここも、児童虐待の未然防止・早期発見なんです、一方で乳児から中高生までの、また児童の保護者の居場所の確保や相談見守り事業、これも虐待を防止するということになっていますけれどもね。1万件というのは、数を上げればいいのかという、こういう数字の設定の仕方がいいのかということがすごく気になるんですね。

【委員】

この育児支援家庭訪問は、私はこの1,718人中5%が5回利用で430回という、ここの5%というのは本当に妥当なのか、ちょっと細かく聞いてみたいです。

【委員】

これは、私の知る限りでは児童虐待防止法がありますね。これは前後3回改正がありまして、通報の仕方とか通報の内容がかなり緩和されたというか、義務が強化されたんですね。虐

待防止のための通報がね。そういうことで、相当増えているということは言えると思います。それからもう一つは、この虐待防止を中心とした子どもに関するセンターの相談を、18年度から全部ここ1本にしたんですよ。例えば今まで児童相談センターに行ったものを、全部ここにしましたよ。そういう点で、集中したということが1つ言えると思います。それから児童虐待防止法の法律の改正によって通報が義務づけられたので、やっぱり通報が行っていると。もう一つは、このネットワークがすごく、いろんな人が入っているんですよ。家庭裁判所から始まって、警察、児童福祉や介護福祉の関係者20機関ぐらいが入って相当の頻度のケースの相談をやっているんですね。ですから、これはぜひヒアリングをしないとわからない。

【部会長】

そうすると、ある意味でよく機能ができているという。

【委員】

それもかわるメンバーについては回答がありますけれども、だからそれは、おおむねいい方向でお仕事をなさっているんだろうなということです。ただ、細かい数字のところでは育児支援の家庭訪問は、実際にも世田谷区でやっている方の話を聞いたものですから、本当に実態は、若いおかあさんたちが育児について本当に無知なまま育児を始めてしまっている。あまり自分たちとして意識的に育児にかかわろうというところまでいかないうちに、もう赤ちゃんが生まれて、そういう生活に巻き込まれている人の話をちょっと聞いたものですから。それを聞くとちょっとこの5%という、少ない対象者しか考えていないのかなと、目標設定は低いんじゃないのかなと思いはじめたところですけども。

【委員】

委員が言うように、ちょっとこれはオーバーワークだと私は思いますよ。1カ所で1万件というのはね。それは職員が多いほうで、だからできるというものじゃなくて。

【委員】

よくできるなという感じがします。

【委員】

区の計画では、子ども家庭支援センターはどうなりますか。

【事務局】

信濃町児童館が来年度から子ども家庭支援センターに機能転換しますし、榎町もそういった相談機能を充実しようということで、来年度からの位置づけになっています。

【委員】

かなり拡大するわけですね。

【部会長】

本当に、いい意味での予防につながっていけばいいですよ。ただ、今、委員がおっしゃったように5%という予測がそれでいいのか。かなりいろんな機関とつながっているということは、産院とかそういう生まれたときの母親の環境とか父親の状況ということからの、うまく連携がとれていけばいいですね。すると、すごく若くて、あと、本当は産みたくなかったとかというようなことが出てきたら、そういうところにはすぐに訪問するとかですね。そういう、や

っぱりネットワーク体制なのかなというように思います。どういたしますか。これは質問として子どもサービス課ですけれども、挙げておきますか。そうしますと、これは5%の根拠ですね。

いろんな方たちが入っているということなので、その入っているボランティアの方の連携、通報といいますか、そのあたりはどうなっているかということですね。

それと、今まで出ていない部分でいきますと、「学習・教育環境の充実」のところでしょうか。別冊の80ページ、81ページ、82ページ、83ページですかね。

【委員】

協働というのを共通の概念として、この辺を読んでいると、「スクール・コーディネーター」、「スクールスタッフ新宿」、「学校評議員」とか何かこう学校をめぐって、地域の人とかの協力体制を構築して地域と一緒に学校を、特色ある学校づくりをしていこうとか、開かれた学校づくりをしていこうとか、そういう気持ちがありますよね。その辺をちょっとまとめて、地域と学校の連携、そういう中で協働ボランティアみたいな形の働きぐあい、それをどううまく聞くか。命題はいっぱいあるんですよ。

【部会長】

前回ですと「特色ある学校づくり」というところでヒアリングをしたと思うんですね。82ページのところだと思うんですが。結構、校長の権限が強いとかというようなあたりで、やっておりましたけれども。今回は、このあたりはどうでしょうか。

【委員】

私も委員に賛成ですね。このやっぱり「スクール・コーディネーター」、それから「スクールスタッフ新宿」、それから「学校評議員」、もう一つ何ですか。

【部会長】

「確かな学力推進員」というのがありますね。

【委員】

「スクールカウンセラー」もいますね。

【部会長】

「スクールカウンセラー」って、地域の人じゃないですよ。あれはまた別に雇うんですか。

【委員】

「スクール・コーディネーター」も「学校評議員」も「スクールスタッフ新宿」も地域の人だと思えますよ。経験はある程度問われるけれど資格という要件はなくて、そのつながりの中で選ばれたりしている。

【委員】

だから、結構その地域で活用されているかどうかね。児童生徒のほうに生かされているのかどうかですね。

【委員】

そうですね。逆にその資格は必要とされないの、多分「スクールスタッフ新宿」の方がやったと思うんですが、海外から来たお客様に対して、日本的な文化とか学校の行事などを説明

して、それを通訳してくれるんだけど、こっちがしゃべってもほとんど何も言ってくれない。何かどうも意思の疎通というか、向こうに伝わっていないんじゃないかというんで、何ていうんでしょうかね。もちろん、ボランティアですので報償費ももらっていない、費用がかからないという意味ではそれはメリットなんですけど、レベルというか、そこはバランスが重要ですね。

【部会長】

チェックできないわけですね。

例えば、外国に5年いましたということと言っても、その方の能力は別ですからね。

【委員】

「学校評議員」ですが普通は会議を開いて、そこに皆さん集まって意見を言う場だとは思いますが、私も知っている方がかかわったときには、地域の、町会のメンバーの方はやっぱりあまりマイナスのことは言わない。何か私の知っている人が、何かありますかと意見を求められて、学校の玄関が暗いという話をしたら、後で陰で、何でそんなことを言うのと怒られたって。そんなことも言っちゃいけない場なのかしらと言われまして。だから、今はメンバーも変わっていると思いますが、やっぱり自由に物を言える場でなければならないと思うのですが、それはその時点では機能していなかったように私も感じました。

【部会長】

アンケート結果を見ても、評議員の方はすごくいい評価をしていらっしゃるような印象がありますよね。

【委員】

そういう人を選ぶんじゃないのかな。

【部会長】

そうすると、これはどうしましょう。事業でいきますか、それとも施策8「学習・教育環境の充実」というところで広くとっていきますか。

【委員】

そうですね、施策8ですね。

【部会長】

そうです、施策8ですね。「スクールスタッフ新宿」、「学校評議員」、いろいろありますが、これらの人たちがどういうふうに活動しているのかですね。

【委員】

児童生徒にどういう影響を与えるのかですよ。

【部会長】

子どもたちにですね。

【委員】

学校経営者の形骸化されたというか、形式的な審議会だったら意味がないですね。

【委員】

学習教育環境を充実させるために、学校と地域とがいかに協働してそれをつくりあげていく

か。そういう中に「スクール・コーディネーター」なり「スクールスタッフ新宿」なり「学校評議員」なりがいるわけですよ。その中から協働という概念の中でどれだけそういう環境づくりに貢献しているのか、していないのか、そういう質問をするといいと思いますが。

【委員】

38番「確かな学力推進員の配置」ここは大変難しいんだけどね。これも新宿区の区費の講師を配置したから評価が「A」だというような見方ができるんですが。

【委員】

18年度の終わりに、学校で「確かな学力推進員の配置」のアンケートがあったんですよ。

【委員】

1つの学校で1人でしょう。

【委員】

そうですね、それで、その講評があったんじゃないかと思うんですけど、それがかなり良かったんじゃないですかね。その成果があったという。

【委員】

区の講師を1人配置して、少数指導やチームティーチングね、TT指導がいいと思うんだけど、1人だから15学級だとするとどういう配置になって、そんなに評価が上がるものかということね。私はこの「確かな学力推進員の配置」が教育的な効果の測定とか評価のあり方というので、よくわからないんだけどね。基礎基本の定着と確かな学力が育成されるんだけど、どこの視点でそれをはかるのでしょうか。

【委員】

確かに私もちょっとおかしいと思ったのは、18年度のアンケートが夏を明けてすぐ9月ぐらいに配られて、まだ4月からこういう先生がいらして授業何回受けたという時点でこのアンケートを書かされるのかと思ったんですね。だから、ちょっとこんな「A」評価になったとしても、そのときアンケートを書いた人たちは本当に結果を見てそのアンケートを書いてはいないんですね。そういう点からしてもちょっと強引なやり方かなというふうに感じました。

逆に一人あたり、年間280万円くらいしかお給料出ていないんだなと思ったときに、すごくびっくりしたんです。

【委員】

これは1億円事業ですよ。1億円といえば、大変な経費ですよ。

【委員】

大変ですけど、1人に見てみたら280万円であるということになっていますよ。

【部会長】

どこに書いてあるんでしょうか。

【委員】

これを人数で割ってみたんですけども。

【部会長】

でも、それ以外のこともやっぺらっぺらやっぺらじゃないですか。それだけしかやっていない

んですか。

【委員】

いえ、私が見た先生は、それこそ土日の部活のほうにも対応してくださっていたし、生徒から見れば普通の先生と違いがないくらい熱心にやってくださっていました。

【委員】

休む先生が多いから大変助かるというような批判がありますね。そういうことなのかな、本音の部分ではね。それはそれで、こういう名目でやるというんだったらそれでいいと思うんですけどね。やっぱり父母にとって、区民にとっては、確かな学力ということが重要なですよ。補欠要員みたいだったら、それなりにいいと思うんですけど。

【委員】

私がとても新鮮に感じたのは、今まで会社勤めをなさっていた方が先生になりたくてこれに応募されて、教員として採用されたという方が学校に来ているので、それはそれでとてもいいことだと思ったんです。

【委員】

教員の人事権は東京都ですから、新宿区独自の教諭を雇うというのは評価できると思いますよ。それだけの意気込みはね。1億円というお金を出しているわけね。大変な事業だと思うんですけども、教育的な本当の効果というのはあるのかなと思います。

【部会長】

確かな学力の推進になっているのかと。

【委員】

難しいですよ。配置しなかったときと配置した場合とで比べるのがすごく難しいので、その次の年はまた子どもたちも別ですから、そこは難しいですね。

【委員】

点数では出ないということは、わかりますよね。

【委員】

でも、きちんとやっぱり配置してね、TTをやってもらったり少人数学級指導をしてもらったりということがちゃんとできている、というふうにしてほしいと思いますよね。

【部会長】

先ほどの1名を配置したことで少人数学級指導を全校で実施することができるという、やっぱり新宿区はちょっと規模が小さいということで、1名でできるんだと思ったんですけども、評価欄の効率性が「2」なんですよ。それに比べると実施の成果とか行政の関与に「3」がついている。達成度で「3」がついているという、ちょっとこれおもしろいなと確かに思いますね。

【委員】

推進員は区が選ぶわけでしょう。選ぶ根拠みたいなものを知りたいですね。こういうことを目的に選ぶんでしょうけれども、さっきおっしゃったある程度社会経験を積んだ、教育経験はないけれど社会経験のある人が行って何か教えてくださいと、定年退職者が行って何か教えると

か。何を求めて選んでいるのか、そういうのも聞きたいですね。

【部会長】

そうすると、このあたりですかね。ちょっと今、まとめますね。事業でいきますと、まず8番「成年後見制度の利用推進」、26番「地域包括支援センターの運営支援」、32番「地域見守りネットワークの充実」、このあたりの事業を、介護保険事業全体も含めてですけど、利用者の掘り起こし、支援の地域差、事業の周知徹底、きめ細かさというのをどういうふうに行っているかということですね。介護保険との関連で、地域包括支援センター、あと社会福祉協議会のボランティアとか成年後見制度とかの連携がうまくとれているかというあたり、それと最初に委員がおっしゃっていた成年後見制度を社会福祉協議会に委託することがいいのかというあたりはどうでしょうか。確認してみますか。もっと区が積極的にかかわっていいのではないかと。

【委員】

直接かかわったほうがいいんじゃないかという気がしますね。

【部会長】

社会福祉協議会へ委託の理由ですね。

次が、19番「児童館機能の強化と学童クラブ事業の多様化」ということで、「放課後子どもひろば事業」と児童館、学童クラブとのすみ分け、あと中高校生の居場所づくり、いいところもあるんですが、それをまねすればいいわけですよ。それを拡大するという形になるのでしょうか、その辺をどう考えているか。

その次が、51番「総合型地域スポーツ・文化クラブの育成」ですね。スタッフの人材育成が非常に急務で、全体をコーディネートしている人はいるのかということ。あと、統合型として土台が構築できたとしているけれども、その理由は何なのか。そもそも、総合型というのが可能なのかということと、文化クラブの面はどうなっているのかということです。

【委員】

それで、その前、51の前に50番もありますね。

【部会長】

はい、「生涯学習指導者・支援者バンクの充実」ですね。

【委員】

だから、そこで人材をつくって、51でやりますよというそういう仕組みなのか。人材バンク登録の実態とか活用法とかを聞いてみたいですね。

【部会長】

そうすると、50で人材づくりをして、51で活用するということですね。

【委員】

そういうふうな仕組みになっているのかなと思いますが。

【部会長】

はい。では、これは50、51で連続して聞いてみましょう。

それと、番号が前後いたしますが、事業の17「子ども家庭支援センター機能の強化」で平成

21年度予想の出生数の5%を根拠にしていますが、その5%の根拠はどこにあるのだろうか、あと病院との連携というんでしょうか、ちょっと危険がある方たちを発見してこの17番の事業にどうつなげていくか。

それと最後に施策の8番「学習・教育環境の充実」の中の事業34「地域の教育力との協働・連携の推進」、37「少人数学習指導の推進」、38「確かな学力推進員の配置」、40「地域学校協力体制の整備」。それと施策9「開かれた学校づくり」になるんですが、46「開かれた学校づくり」このあたりをトータルに見て、学校と地域の協働の視点から「スクール・コーディネーター」、「スクールスタッフ新宿」、「学校評議員」というのをどういうふうに評価しているのか。あと、38の1億円予算で講師選定をして「確かな学力推進員の配置」をやっているんだけど、その効果はどうかということと、講師選定の基準は何なのかという、全部で5項目なんですが、ほかにございますでしょうか。ぜひここを、というようなものは。

【委員】

学校は避難所になっているけれども、学校が本当に大地震のときに大丈夫なのかという点を聞いてみたいです。

【部会長】

施策の23「地域ぐるみの防災体制づくり」ですね。事業は別冊の190ページですね。小中学校、幼稚園における耐震工事ということですね。

【委員】

耐震工事はやったと書いてありますよね。小中学校は終わったにしても、ほかのいろんな施設で早急に必要とされるうちのどのくらい終わったのかなというのが全然見えてこないですよ。今年は19件のうち、19件終わったから、19件というのは17年度からずっと変わらない設定なんだけれど、でも、ほかにもまだやっていないところあるんだとしたら、全体のうちのどのくらい工事が終わっているのか。

【委員】

それは、第一次避難所になる小中学校は終わったと、そういうことなのでしょう。

【事務局】

はい。小中学校はみんな第一次避難所なので、耐震工事は全部終わっています。

【部会長】

その次の第二次避難所となる幼稚園、福祉施設の耐震工事というのは、これからですね。もう一部は終わったということですか。

【事務局】

ほとんど終わっていますが、ただ、あり方を見直すような施設がいくつかあって、そこはまだ残っています。

【部会長】

例えば、「防災ボランティアの育成」とかあるわけですけど、この方たちが、障害者や高齢者の避難ということにどの程度スキルアップしていただけるのかということもありますね。

今日はこれで終了します。ありがとうございました。

<閉会>